

令和 7 年 3 月 28 日

令和 6 年度栃木県議会
第 406 回臨時会議議案(1)

令和6年度栃木県議会 第406回臨時会議議案（1）目次

第1号議案	令和6年度栃木県一般会計補正予算（第8号）	3
-------	-----------------------------	---

第1号議案

令和6年度栃木県一般会計補正予算（第8号）

令和6年度栃木県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,063,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ992,740,260千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年3月28日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税		268,000,000	2,000,000	270,000,000
	1 県 民 税	84,901,000	400,000	85,301,000
	2 事 業 税	72,269,000	1,300,000	73,569,000
	3 地 方 消 費 税	43,714,000	300,000	44,014,000
3 地 方 譲 与 税		44,100,000	793,667	44,893,667
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	40,900,000	793,667	41,693,667
5 地 方 交 付 税		157,580,418	△ 527,112	157,053,306
	1 地 方 交 付 税	157,580,418	△ 527,112	157,053,306
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		600,000	△ 208,738	391,262
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	600,000	△ 208,738	391,262
9 国 庫 支 出 金		121,276,656	△ 821,817	120,454,839
	1 国 庫 負 担 金	45,648,575	△ 102,000	45,546,575
	2 国 庫 補 助 金	73,538,112	△ 531,817	73,006,295

	3 委 託 金	2,089,969	△ 188,000	1,901,969
11 寄 附 金		1,656,832	120,000	1,776,832
	1 寄 附 金	1,656,832	120,000	1,776,832
12 繰 入 金		36,285,257	△ 6,000,000	30,285,257
	2 基 金 繰 入 金	36,021,993	△ 6,000,000	30,021,993
15 県 債		68,096,000	△ 419,000	67,677,000
	1 県 債	68,096,000	△ 419,000	67,677,000
歳 入 合 計		997,803,260	△ 5,063,000	992,740,260

歳 出				(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,467,253	△ 40,000	1,427,253
	1 議 会 費	1,467,253	△ 40,000	1,427,253
2 総 務 費		55,922,857	△ 938,000	54,984,857
	1 総 務 管 理 費	35,251,929	△ 388,000	34,863,929
	2 企 画 費	5,326,783	△ 95,000	5,231,783
	3 徴 税 費	9,092,650	△ 84,000	9,008,650
	4 市 町 村 振 興 費	1,742,865	△ 4,000	1,738,865
	5 選 挙 費	1,973,359	△ 356,000	1,617,359
	6 防 災 費	1,736,790	△ 11,000	1,725,790
3 民 生 費		118,252,813	△ 1,152,000	117,100,813
	1 社 会 福 祉 費	66,619,577	△ 59,000	66,560,577
	2 児 童 福 祉 費	44,870,448	△ 1,113,000	43,757,448
	5 県 民 生 活 費	2,786,115	20,000	2,806,115
4 衛 生 費		76,296,175	△ 544,000	75,752,175

	1 公 衆 衛 生 費	37,427,477	△ 161,000	37,266,477
	2 環 境 衛 生 費	2,516,538	△ 76,000	2,440,538
	3 保 健 所 費	2,144,290	△ 11,000	2,133,290
	4 医 藥 費	26,946,949	△ 97,000	26,849,949
	5 病 院 費	4,210,665	△ 60,000	4,150,665
	6 環 境 対 策 費	3,050,256	△ 139,000	2,911,256
5 勞 働 費		2,391,894	△ 16,000	2,375,894
	2 職 業 訓 練 費	1,281,109	△ 16,000	1,265,109
6 農 林 水 産 業 費		41,526,379	△ 637,000	40,889,379
	1 農 業 費	10,272,597	△ 145,000	10,127,597
	2 畜 産 業 費	4,817,212	△ 291,000	4,526,212
	3 農 地 費	14,409,519	△ 16,000	14,393,519
	4 林 業 費	11,004,794	△ 134,000	10,870,794
	5 水 産 業 費	965,596	△ 51,000	914,596
7 商 工 費		157,466,034	△ 121,000	157,345,034
	1 商 工 費	156,129,843	△ 121,000	156,008,843

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 土 木 費		104,313,768	△ 62,000	104,251,768
	1 土 木 管 理 費	4,570,283	△ 60,000	4,510,283
	4 都 市 計 画 費	8,733,073	△ 2,000	8,731,073
9 警 察 費		46,598,256	△ 277,000	46,321,256
	1 警 察 管 理 費	45,178,131	△ 277,000	44,901,131
10 教 育 費		185,185,256	△ 815,000	184,370,256
	1 教 育 総 務 費	26,155,936	△ 405,000	25,750,936
	2 小 学 校 費	61,635,364	△ 8,000	61,627,364
	3 中 学 校 費	36,869,192	△ 14,000	36,855,192
	4 高 等 学 校 費	36,979,108	△ 208,000	36,771,108
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,266,689	△ 51,000	15,215,689
	6 社 会 教 育 費	2,250,946	△ 66,000	2,184,946
	7 保 健 体 育 費	6,028,021	△ 63,000	5,965,021
11 災 害 復 旧 費		3,295,297	△ 69,000	3,226,297
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,950,669	△ 69,000	2,881,669

12 公 債 費		96,394,078	△ 105,000	96,289,078
	1 公 債 費	96,394,078	△ 105,000	96,289,078
14 予 備 費		500,000	△ 287,000	213,000
	1 予 備 費	500,000	△ 287,000	213,000
歳 出 合 計		997,803,260	△ 5,063,000	992,740,260

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
10 教 育 費	7 保 健 体 育 費	県立体育施設費	32,788	県立体育施設費	47,286

第3表 地 方 債 補 正

変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等施設整備費	5,233,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	5,203,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
社会福祉施設整備費	274,000	同	上	同	上	259,000	同	上
土地改良事業費	2,717,000	同	上	同	上	2,604,000	同	上
林道事業費	51,000	同	上	同	上	48,000	同	上

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
治 山 事 業 費	892,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元金均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	831,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元金均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
県 単 治 山 事 業 費	87,000	同 上	同 上	同 上	99,000	同 上	同 上	同 上
自然公園等施設整備費	166,000	同 上	同 上	同 上	173,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助道路事業費	16,701,000	同 上	同 上	同 上	16,696,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助河川改良費	7,482,000	同 上	同 上	同 上	7,477,000	同 上	同 上	同 上
国 庫 補 助 砂 防 費	2,013,000	同 上	同 上	同 上	1,981,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助街路事業費	2,120,000	同 上	同 上	同 上	2,119,000	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県営住宅建設事業費	921,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	920,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
県有建築物耐震化推進事業費	173,000	同 上	同 上	同 上	172,000	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業費	7,989,000	同 上	同 上	同 上	7,950,000	同 上	同 上	同 上
河川等整備事業費	4,160,000	同 上	同 上	同 上	4,150,000	同 上	同 上	同 上
地域活性化事業費	162,000	同 上	同 上	同 上	153,000	同 上	同 上	同 上
警察施設整備費	368,000	同 上	同 上	同 上	366,000	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全施設整備費	459,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	430,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以 内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
学 校 施 設 整 備 費	3,904,000	同 上	同 上	同 上	3,889,000	同 上	同 上	同 上
教育施設等整備費	460,000	同 上	同 上	同 上	397,000	同 上	同 上	同 上
農林水産施設災害復旧費	112,000	同 上	同 上	同 上	84,000	同 上	同 上	同 上
土木施設災害復旧費	866,000	同 上	同 上	同 上	890,000	同 上	同 上	同 上